

規格・基準等の事前意図公告

[この公告は、T B T協定第 2 条 9. 1 に基づくものです。]

生物学的製剤基準等の一部改正について

下記のとおり、生物学的製剤基準（平成 16 年厚生労働省告示第 155 号）及び検定告示（昭和 38 年厚生省告示第 279 号）の一部を改正する予定ですのでお知らせします。本件に関し御意見のある場合には、理由を付して下記連絡先まで文書で御提出ください（電話による意見の提出は御遠慮下さい）。

なお、御意見に対して個別に回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

記

1 件名

- (1) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 42 条第 1 項の規定に基づき生物学的製剤基準の一部を改正する件
- (2) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 43 条第 1 項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件

2 対象品目

医薬品

3 趣旨

新しい血液製剤の承認に伴い、当該血液製剤に係る基準を定めるとともに、当該血液製剤について、検定を要する医薬品として規定するもの。

4 施行予定日

当該血液製剤の承認と同日

5 意見提出先

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課
〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2
電話番号：03-5253-1111（内線 4236）
FAX 番号：03-3597-9535

6 意見提出期限

W T O 事務局より配布された後 30 日間